

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～
【 柏 市 】

【令和7年4月版】

住居確保給付金（家賃補助）とは

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、柏市地域生活支援センター（あいネット）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：次の金額を上限として、収入に応じて調整された額を支給

41,000円（単身世帯） 49,000円（2人世帯）

53,000円（3～5人世帯）

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：大家等の指定する預金口座に市役所から支給額を振込みます。

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある。
- ② 申請日において、離職・廃業の日から2年以内であること。又は、就業している個人の給与、その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由等によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業と同等程度の状況である。
- ③ 離職等の日または申請日の属する月に世帯の生計を主に維持していた。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	基準額(a)	家賃額(b)	収入基準額(a+b)
1人	8. 1万円	4. 1万円	12. 2万円未満
2人	12. 3万円	4. 9万円	17. 2万円未満
3人	15. 7万円	5. 3万円	21. 0万円未満
4人	19. 4万円	5. 3万円	24. 7万円未満
5人	23. 2万円	5. 3万円	28. 5万円未満

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産（預金、現金、債権、株式、投資信託）の合計額が右の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	48. 6万円
2人	73. 8万円
3人	94. 2万円
4人以上	100. 0万円

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと（令和3年11月30日より、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口でも可）
ただし、自立に向けた活動を行うものはその活動をもって求職活動に代えることができる
- ⑦ 公的機関の実施する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
（令和5年4月1日より、職業訓練受講給付金と住居確保給付金の併給が可）
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない

住居確保給付金の支給額

単身世帯の場合

- ・ 月収が基準額（8. 1万円）以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額
※家賃額は、41,000円を上限とした実家賃額
- ・ 月収が基準額（8. 1万円）を超え、122,000円未満の方は、以下の数式により算定された額となります。
※数式で算定した結果、住居確保給付金支給額がマイナスの場合は、住居確保給付金の支給に該当いたしません。

$$\text{住居確保給付金支給額} = \text{申請者が居住する住宅の実際の家賃額} - (\text{月の世帯の収入合計額} - \text{基準額})$$

2人世帯の場合

「単身世帯の場合」の数値 8. 1万円を12. 3万円に、
122,000円を172,000円に、
41,000円を 49,000円に読み替えてください。

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）
最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内
原則3か月

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 本人確認書類（次のいずれかの写し）
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、
各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等、在留カード 等
- ③ 離職等から2年以内であることが確認できる書類の写し又は就業による給与・収入が個人の責めに帰すべき理由・都合によらないで減少し、離職等の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
【離職や廃業の場合】
離職票や受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者等であることが確認できる何らかの書類
【就業機会減少の場合】
事業所の休業状況の分かる書類、シフト表などで就業機会が減少した状況を確認できる何らかの書類
- ④ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
（例）就労等収入：給与明細書、振込額が確認できる預貯金通帳の写し
公的給付等：失業等給付、年金通知や収入額が確認できる預貯金通帳の写し
親族等の仕送り：継続的な仕送り状況が確認できる預貯金通帳の写し
- ⑤ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失している方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を柏市地域生活支援センター（あいネット）に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が配付されます。
- 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、柏市社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆ 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は、申請書を提出した自治体の地域内です。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合は、その旨不動産業者等に伝えてください。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ ハローワークまたは経営相談先での申込み

- 公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行ってください。
- 自立に向けた活動を行う申請者は経営相談先への相談申込みを行ってください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、柏市地域生活支援センター（あいネット）に提出してください。
- ハローワーク窓口から発行を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写しを、柏市地域生活支援センター（あいネット）へ提出してください。
- 経営相談先への相談申込を行った申請者は自立に向けた活動計画を提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住宅確保報告書」の用紙が配付されます。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、柏市社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入れ申込みが可能です。
- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

◆ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産媒介等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については、全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを柏市社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金（住宅入居費）が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」を柏市地域生活支援センター（あいネット）に提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」または「自立に向けた活動状況報告書」の用紙が配付されます。
- 住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は、柏市役所から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について柏市社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを柏市社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を柏市地域生活支援センター（あいネット）に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の用紙が配付されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

◆ ハローワークまたは経営相談先への申込みと他施策利用状況の確認

公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込み、または、経営相談先への相談申込みを行ってください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

不動産業者等から記載・発行を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、柏市地域生活支援センター（あいネット）に提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- ・ 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて「常用就職届、職業相談確認票、常用就職活動状況報告書」または「自立に向けた活動状況報告書」の用紙が配付されます。
- ・ 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・ 住居確保給付金は、柏市役所から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、柏市社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住居確保給付金受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、公共職業安定所等の利用、柏市地域生活支援センター（あいネット）の支援員の助言、その他様々な方法により、求職活動または自立に向けた活動を行ってください。

	求職活動等	自立に向けた活動を行う申請者
求職相談 または 経営相談	毎月2回以上、公共職業安定所等の相談を受ける必要があります。 相談時は担当者から「職業相談確認票」に相談日、担当者名、支援内容及び確認印を受けます。	毎月1回以上、経営相談先で自立に向けた助言等を受ける必要があります。 「自立に向けた活動計画」に基づき、「自立に向けた活動状況報告書」を作成する。
活動内容	週1回以上（月4回以上）、求人先へ応募を行うか求人先の面接を行う必要があります。活動実績に基づき「常用就職活動状況報告書」を作成してください。	経営相談先およびあいネットの助言等に基づき、自立に向けた活動を行い、「自立に向けた活動状況報告書」様式内の「自立に向けた活動計画に沿った活動」を記入してください。
あいネットへ相談	毎月4回以上、あいネットの支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。相談には「職業相談確認票」または「自立に向けた活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。	
プラン策定	あいネットによりプランが策定された場合は、上記に加えプランに記載された支援を受けてください。	

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を柏市地域生活支援センター（あいネット）へ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、住居確保給付金窓口に毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3ヶ月間を、2回まで、延長することが可能です。

（要件）・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること

住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類の写しを準備して、柏市地域生活支援センター（あいネット）へお越しください。延長又は再延長を希望する場合は、柏市地域生活支援センター（あいネット）の指示に従ってください。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- ◆ 柏市地域生活支援センター（あいネット）に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明できる書類をお持ちのうえ、柏市地域生活支援センター（あいネット）へお越しください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ やむを得ない場合を除き、住居確保給付金受給中の義務を行わず、活動を誠意なく怠る方については支給を中止します。
- ◆ 柏市地域生活支援センター（あいネット）が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額（単身世帯の場合は、81,000円に実家賃額（実家賃額が41,000円を超える場合は41,000円）を加えた額）以上の場合は、原則としてその収入が得られた月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。（世帯の人数により一定額が変わりますので、柏市地域生活支援センター（あいネット）もしくは柏市役所生活支援課にお尋ねください。）
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、柏市地域生活支援センター（あいネット）の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。ただし、住居確保給付金を受けて、その結果常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、再支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

お問い合わせ先

柏市地域生活支援センター（あいネット）

TEL: 04-7165-8707

柏市役所 生活支援課

TEL: 04-7167-1138

※電話が繋がらない場合は、時間を空けて改めておかけください。

住居確保給付金（転居費用補助）とは

同一世帯に属する方の死亡や離職，休業等で世帯の収入が著しく減少して経済的に困窮した住居を喪失している方やそのおそれがある方を対象に柏市地域生活支援センター（あいネット）による家計改善支援を行い，転居による家計改善が実現可能な場合は転居費用を補助します。

支給額：転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助特別基準額に基づく額の3倍（これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額）が上限になります。

単身世帯：159,000円（特別基準212,000円）

2人世帯：171,000円（特別基準228,000円）

3人世帯：186,000円（特別基準248,000円）

支給方法：不動産仲介業者等が指定する口座に市役所が直接振り込みます

対象経費：転居費用の支給対象・対象外の経費は以下の表のとおり

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用（礼金，仲介手数料，家賃債務保証料，住宅保険料） ・ハウスクリーニングなどの現状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・鍵交換費用	・敷金 ・契約時に払う家賃（前家賃） ・家財や設備（風呂釜，エアコン等）の購入費

転居費用補助を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一世帯に属する者の死亡，又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職，休業等により，申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が著しく減少し，経済的に困窮し，住居喪失者又は住居喪失のおそれの者であること。【基本要件】
- ② 申請日の属する月において，世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。【収入減少期間要件】
- ③ 申請日の属する月において，その属する世帯の生計を主に維持していること。【生計維持要件】

- ④ 申請日の属する月における世帯収入額が基準額及び申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃額を合算した額以下であること【収入要件】

※算定する収入の範囲

- a) 就労等収入：給与の場合，社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額とする。また，自営業の場合は，事業収入（経費を差し引いた控除後の額）という。
- b) 定期的な給付等：定期的に支給される雇用保険の失業給付，公的年金，親族等からの継続的な仕送り。なお，児童手当等各種手当は収入として算定しない。

世帯人数	基準額(a)	家賃額(b)	収入基準額(a+b)
1人	8. 1万円	5. 3万円	13. 4万円未満
2人	12. 3万円	5. 7万円	18. 0万円未満
3人	15. 7万円	6. 2万円	21. 9万円未満
4人	19. 4万円	6. 6万円	26. 0万円未満
5人	23. 2万円	7. 0万円	30. 2万円未満

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同じの世帯に属する者の金融資産の合計額が下の表の金額以下である。【資産要件】

※金融資産とは、預貯金、現金、債券、株式、投資信託をいう。なお、生命保険、個人年金保険等は含まない。

世帯人数	金融資産
1人	48. 6万円
2人	73. 8万円
3人	94. 2万円
4人以上	100. 0万円

- ⑥生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談事業における家計に関する相談支援において，その家計の改善のために次に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり，かつ，その費用の捻出が困難であると認められること。【家計改善に関する要件】

- a) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し，家計全体の支出の削減が見込まれること。
- b) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増額するが，転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

- ⑦自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を，申請者及び申請者と同じの世帯に属する者が受けていないこと。【類似給付の受給に関する要件】

- ⑧ 申請者及び申請者と同じの世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない。

住宅確保給付金（転居費用補助）の決定までの流れ

